

平成28年(行コ)第172号 損害賠償等請求事件(住民訴訟)

控訴人 小林洋一

被控訴人 和泉市長 辻 宏康

控訴人準備書面(3)

平成29年1月23日

大阪高等裁判所 第14民事部 B2 係 御中

上記控訴人 小林 洋一

控訴人は、以下弁論を準備する。

1 その他の法定外業務について

(1) 法定外業務が投票管理者の職務外と言えるか

被控訴人は、投票立会人の推薦や投票所の施設の使用依頼以外にも多くの法定外業務があるとして8個の業務を上げている。

原審の判断16頁によると

確かに、投票管理者は投票所の最高責任者として投票に関する事務全般を管理執行する者であるから(公職選挙法37条5項等)、公職選挙法に具体的に規定された職務に加え、これを円滑かつ適正に執行するために必要な業務も投票管理者の職務に含まれると解される(甲第5号証の「衆議院議員総選挙における投票事務チェックノート(平成24年改訂版)」に投票管理者の職務として記載されている業務も上記の観点から記載されたものと解される。

そこで上記チェックシート(甲5)3～4頁の投票管理者の主な仕事を見ると

ア 被控訴人があげる①投票事務従事者への「投票事務従事者の心得」の配

布は「投票管理者の主な仕事の①職務代理者、投票事務従事者を把握し、投票事務についてあらかじめ十分打ち合わせをしておく必要がある」の項目に含まれ

イ 被控訴人があげる②の投票所の設営は、「投票管理者の主な仕事の②の投票所の設備を完全に整備しておくこと」に含まれ、

ハ 被控訴人があげる③の鍵の管理は、「投票管理者の主な仕事の②の投票所の設備を完全に整備しておくこと」の一環と考えられ、

ニ 被控訴人があげる④の投票用紙及び選挙人名簿の管理は、「投票管理者の主な仕事の④の選挙人名簿及び投票用紙を厳重に保管する事」にあたり、

ホ 被控訴人があげる⑤投票状況の選挙管理委員会への報告は、「投票管理者の主な仕事の⑦の投票の状況を選管に報告する事」にあたり、

ヘ 被控訴人があげる⑥投票の拒否及び仮投票に関する記録は、「投票管理者の主な仕事の⑩投票を拒否するかを決定し、拒否の指定を受けた選挙人において不服があるときに、仮投票をさせる事(公選法 50 条)」の一環であり、

ニ 被控訴人があげる⑧の選挙事務に従事する職員に対する指導等は、投票管理者の職務であることは明らかでチェックシート(甲5)の 13 頁にチェックする項目として、「事務従事者の事務処理は適正に行われているか」の項に明記されている。

以上被控訴人があげる法定外業務は⑦の選挙立会人の報酬その他経費の管理・支払の項を除いてすべて投票管理者の職務であり、従って新たな支出を伴うものではない。

(2) 給与・報酬の調整について

地公法第 24 条第 3 項は「職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない」と給与の重複支給を禁止する旨定めら

れている。ところで被控訴人が主張する法定外業務①から⑧について、その職務が重複支給に該当するか否かを検討すると

①の投票事務従事者への「投票事務従事者の心得」の配布は、配布先の投票事務従事者の大部分は職員であるから、この配布業務は当然の事として正規の勤務時間内に行われるから、重複支給の禁止に該当する。

次に⑤から⑧の業務は、投票管理者の投票当日の本来業務と兼ねて行われるから、いずれも重複支給の禁止に該当する。

(3)小括

以上被控訴人が主張する法定外業務は

上記の通り本来の投票管理者の業務である事、または重複支給の禁止に該当するもので、新たな支出を伴うものでは無い。

以上